

◆滝川支部 滝川市大町
TEL.(0125)23-6333

◆芦別支部 芦別市南1条
TEL.(0124)22-3444

◆赤平支部 赤平市泉町
TEL.(0125)32-2246

◆砂川支部 砂川市西4条
TEL.(0125)52-4294

◆歌志内支部 歌志内市本町
TEL.(0125)42-2495

◆奈井江支部 奈井江町本町
TEL.(0125)65-2151

◆上砂川支部 上砂川町中央
TEL.(0125)62-2410

◆新十津川支部 新十津川町字中央
TEL.(0125)76-2571

◆江部乙支部 滝川市江部乙町
TEL.(0125)75-2529

税に関する絵はがきコンクール



新十津川町立新十津川小学校
5年 石山 絢菜 さん



滝川市立
滝川第三小学校
6年
川村 瞳月 さん



新十津川町立
新十津川小学校
6年
佐藤 花 さん



滝川市立
東小学校
6年
伊藤 瑠菜 さん

(全353作品の応募がありました:入賞作品は6~7ページに掲載しています)

目次

- 「新春のご挨拶・新春講演会のご案内」..... 2
- 「税務署長新年のご挨拶・叙勲受章・納税者表彰」..... 3
- 「令和5年度税制改正提言」..... 4
- 「青年部会の活動・税務講座の開催」..... 5
- 「女性部会 ~ 秋の研修会・税に関する絵はがきコンクール入賞作品」..... 6~7
- 「スキーヤーの義務と責任 ~ 弁護士 丸山 健」..... 8
- 「税についての入賞作文・滝川税務署からのお知らせほか」..... 9~12



新春のご挨拶



公益社団法人 滝川地方法人会

会長 芳賀 美津男

新年あけましておめでと
うございます。

当法人会会員の皆様並びに
管内にお住いの皆様におかれ
ましては、輝かしい新春をお迎
えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は当法人会に対しまして深いご理解とご
協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、ポストコロナに向けた欧米の急
激な社会経済活動の再開と急速な円安、ロシアの
ウクライナ侵攻によるエネルギーの需給ひっ迫な
どを背景とした物価上昇を招き、先行きの不確実
性が増しております。会員企業の皆さまにおかれ
ましては、依然として厳しい状況が続いているも
のと拝察いたします。

当法人会におきましては、新型コロナウイルス
感染症の拡大防止策を講じながら、事業計画で予
定をしていた各種事業及び会議等を開催するこ
とができました。また、3年ぶりに懇談会を開催し
会員の皆様と懇親を深めることもできました。

女性部会においては、各種イベント会場でのパ
ンフレットの配付等「いちごプロジェクト」の活
動を行ったほか、小学校高学年を対象の「税に関
する絵はがきコンクール」は、税への関心を高め
る取り組みとして広く浸透し、厳しい学習環境の
中にあっても多くの作品の応募がありました。入
賞作品につきましては、滝川税務署様及び北門信

用金庫様のご協力をいただき、巡回展示等を行
いますので、ぜひご覧いただきたいと思
います。

一方、青年部会では、砂川市立豊沼小学校をは
じめ、管内6つの小学校に出向き6年生を対象に
租税教室を実施し、税金の必要性等について学習
を深めていただきました。また、6月には少年
サッカー大会を開催し税金クイズも行いました。
そのほか、財政や税制のあり方について広く理解
を深めていただくため、当法人会恒例事業となり
ました「ウルトラクイズ2022」を実施し、数多く
の応募をいただき、管内の温泉施設が利用できる
共通の入浴券を200名の当選者に贈呈しました。

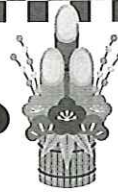
また、令和5年度の税制改正においては、国の
経済の礎であり、地域経済と雇用の担い手である
中小企業の活性化に資する税制となるよう、地元
選出の国会議員、地元自治体の首長及び議長への
要望活動を行ってきたところでありますが、今後
とも引き続き積極的な提言・要望活動を行ってま
いります。

結びに、当法人会は会員のみならず地域事業者
の皆さんと共に「健全な経営、正しい納税、社会
貢献」を基調に、本年も事業の一層の充実に取り
組んで参りたいと思っておりますので、変わらぬご支
援とご協力をお願い申し上げます。

新春に当たり、皆様のご健勝と事業の益々のご
繁栄をご祈念申し上げましてごあいさつといたし
ます。



新春講演会



～「音楽のまち」と言われたくて～

【講師】滝川吹奏楽団 首席指揮者 【演奏】国立音楽大学大学院2年

鷺尾 昌法 氏

浅井 伽映 さん (フルート奏者)

と き 令和5年
1月27日(金) 午後4時から(1時間程度)

と ころ ホテル三浦華園 (滝川市花月町1丁目2-26)

入 場 料 無 料 (どなたでも参加できます)

申 込 み 法人会各支部までお願いいたします

講師略歴

滝川市生まれ。江陵中学校でホルンを始め、国立音楽大学を卒業後、道立常呂高等学校に音楽教諭として3年間勤務。帰郷してからは、自らの音楽活動のほか、「風がみつけた街」たさかわ音楽祭のプロデューサーを務めるなど後進の指導にもあたり、2001年滝川市文化連盟より文化奨励賞を授与される。

フルート奏者略歴

滝川高校出身。国立音楽大学音楽学部フルート専攻を首席で卒業。現在、国立音楽大学大学院修士課程2年在学中。



新年のご挨拶

滝川税務署
署長 千葉啓之

新年おめでとうございます。
令和5年の年頭に当たり、公益
社団法人滝川地方法人会の皆様に、
謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政全般に
わたりまして、深い御理解と多大なる御協力を
賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税務講座」による
税知識の普及、「税に関する絵はがきコンク
ール」、「税を考えるウルトラクイズ」、「少年
サッカー大会・税金クイズ」、「小学校の租税
教室」などの納税意識の高揚、また、「いちご
プロジェクト」などの社会貢献活動に精力的に
取り組まれており、その活動状況に心から敬意
を表すところです。

皆様の取組は、国税庁の使命である「納税者
の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実
現する」ことにおいても大きく貢献していただ
いており、この場をお借りして深く感謝申し上

げます。

さて、間もなく令和4年分の所得税等の確定申
告期を迎えますが、スマホからのe-Tax利用
範囲が年々拡大されるなど利便性が向上して
おり、確定申告会場の混雑防止の観点からも、
本年も会員皆様方のe-Taxの積極的な利用
とキャッシュレス納付による期限内納付をお願
い申し上げます。

また、本年10月からのインボイス制度に係る
適格請求書発行事業者の登録を受けようとする
場合は、原則として本年3月31日までに申請書
を提出する必要がある、こちらも、申請の際は、
是非e-Taxでの提出を重ねてお願い申し上
げます。

結びになりますが、この新しい年が公益社団
体法人滝川地方法人会の益々の御発展と会員皆様
方の御繁栄の年となりますことを心から祈念い
たしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

瀧澤副会長が叙勲受章

秋の叙勲において、本会の瀧澤量久副会長（芦別支部）が産業振興功勞により、旭日小綬章を受章され、11月15日に坂田芦別商工会議所会頭から伝達されました。受章おめでとうございます。



芳賀会長、近藤副会長が 滝川税務署長表彰を受賞されました

滝川地方法人会会長の芳賀美津男さん（滝
川支部）及び副会長の近藤俊継さん（砂川支部）
が、多年にわたり率先して申告納税制度の普及
発展に努め、納税思想の向上に顕著な功績を挙
げられ、納税道義の高揚に寄与するところ多大な
ものがあり、他の模範とすべきものであるとして滝
川税務署長表彰を受賞され、11月11日に千葉
滝川税務署長から表彰状が贈呈されました。



普通・準中型・中型・大型・普通二輪・大型二輪・普通二種

オンライン学科 教習実施中!!

密を防いで安心・安全
詳しくはお問合せください



芦別・赤平・新十津川方面 送迎バス運行中

本年も安全なカーライフ全力でバックアップします!

SDS 空知自動車学校

滝川市新町4丁目4番30号 TEL (0125) 23-1101

法人会女性部会

いちごプロジェクト

節電にご協力ください。

— 無理なく 無駄なく 快適に —

◆ みんなで出来る冬の節電対策 ◆

◎ウォームシェアで心も体も暖かく!

暖かい部屋で家族や友人と食事や会話を楽しむときは、感染症
拡大防止策のため、部屋の換気を行いましょ。

◎お役に立ちます!冬の節電グッズ

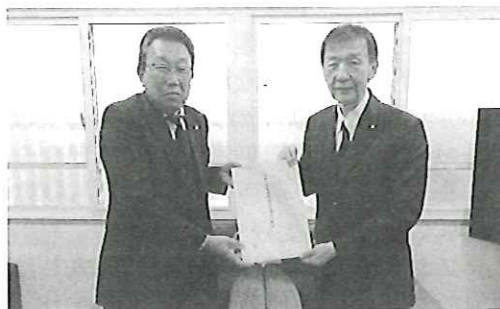
暖かい恰好をすることで節電になります。保温性の高い下着や
靴下、着る毛布など進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過しま
しょう。

令和5年度税制改正に関する提言



前田滝川市長へ提言書を手渡しました

国会議員及び
市長・議長への要望



渡辺衆議院議員へ提言書を手渡しました

法人会は、全国で440の単位法人会が民間における分野での「税のオピニオンリーダー」を目指して全国的に統一的な活動を行っています。

特に、中小企業経営に直結する税制に関しては、経営者に資する改正となるよう組織を挙げて取り組んでいます。

令和5年度税制改正の提言が、昨年9月22日開催の全国法人会総連合の理事会において決議され、令和5年度税制改正スローガンとして次の4項目を掲げています。

- ①ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ②適正な負担と給付重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ③厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- ④中小企業にとって事業継承は重要な課題。本格的な事業継承税制の創設を！

このスローガンに沿った、税制改正に関する提言を行いました。具体的には地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱く、未だコロナ禍の影響が残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増しているため、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制を確立するための実効性のある対策が必要であることから、事業と雇用と生活を守る更なる支援策を要望しました。

また、継続要望として中小企業が事業を継続するための法人税率の軽減など中小企業の活性化に資する税制措置、事業継承税制の拡充やインボイス制度など消費税への対応などを要望しました。

一方、財政健全化に向けた取り組み、社会保障制度に対する基本的な考え方や行政改革の徹底など、その内容は多岐にわたっています。

要望活動としては、芳賀美津男会長が、11月23日に岩見沢地方法人会の会長とともに、渡辺孝一衆議院議員と面談し提言書を手渡しました。25日には神谷裕衆議院議員事務所へ伺い提言書を手渡し、26日には岩見沢地方法人会の会長が代表して稲津久衆議院議員に提言書を手渡しました。

また、12月7日には、芳賀会長が滝川市役所を訪問し、管内の自治体を代表して前田康吉滝川市長及び関藤龍也滝川市議会議長に提言書を手渡しました。



関藤滝川市議会議長へ提言書を手渡しました

経営者の皆さまへ
—法人会のご案内—

法人会とは

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言！
2. 税の知識を経営の力に！
3. 経営者の仲間ができる！

税に強い経営者が 次世代を支える！

法人会ってどんな団体？



スペシャルムービー
公開中



国や社会に貢献する経営者の団体として様々な活動を行っています

法人会 公益社団法人滝川地方法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#)

青年部会の活動

青年部会（水島聖一部会長）では租税教育の一環として、様々な取り組みを行いました。

■租税教室を行いました…管内小学校に出前教室

今年度は管内の6つの小学校で6年生の児童を対象に「租税教室」を行いました。

当日は、水島部会長の挨拶の後に佐伯副部会長をはじめ青年部会役員が講師を務め、パワーポイントにより①税金で作られている公共施設について、②暮らしのなかで税金はどのように役立っているのか、③税金の使われ方等についてクイズ形式で学びました。

また、税金がなくなった場合私たちの日常生活が一変し非常に生活がしずらくなるなど、税金の必要性や大切さについてビデオをとおして学習しました。

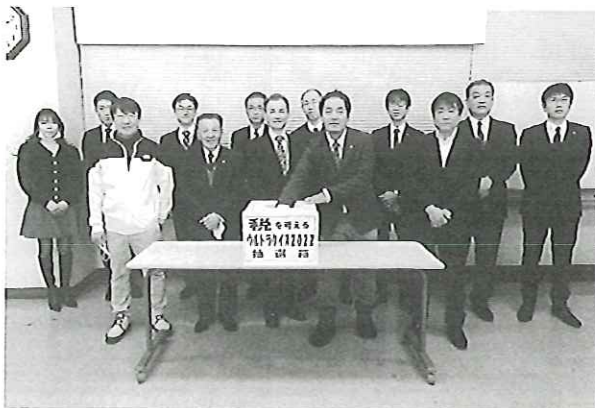
最後に、実際の大きさと重さが同じ「1億円」のレプリカに触れ、税の意義や役割についての理解を深めました。

- ・ 4月28日～砂川市立豊沼小学校
- ・ 5月26日～上砂川町立中央小学校
- ・ 6月 2日～芦別市立上芦別小学校
- ・ 10月21日～滝川市立東小学校
- ・ 10月29日～砂川市立砂川小学校
- ・ 12月 6日～砂川市立空知太小学校



砂川小学校

■税を考えるウルトラクイズ2022…温泉めぐり入浴券をプレゼント!!



税を考える週間（11月11日～17日）に合わせ税に関する理解を深めていただこうと、管内の住民の方々はもとより、管外の方々にも広く周知し、管内の温泉入浴券が当たる税金クイズを実施しました。

正解者の中から200名に温泉入浴券（1人2枚）が当たります。応募数は2,585件にのぼり、12月14日に滝川税務署担当官様ほか協力関係団体の方々により抽選会を行い、当選者を決定しました。

今年のクイズのテーマは、「税の歴史・江戸時代の年貢」でした。今後も、広く一般の方々へ「税」への理解を一層深めていただく取り組みを行います。

第28回税務講座を開催

10月5日、12日及び11月16日に第28回税務講座を開催しました。

5日の開講式では、滝川税務署長千葉啓之様からご挨拶をいただき、滝川税務署個人課税部門上席国税調査官佐藤潤一様より「相続税・贈与税について」を、法人課税部門財務事務官阿部光佑様から「源泉所得税について」講義いただきました。

二日目となる12日には個人課税部門上席国税調査官山口光晴様から「暮らしの税情報について」を、法人課税部門上席国税調査東大輔様からは、「インボイス制度について」、「自主点検チェックシートの活用について」を実践に役立てる、わかりやすい内容で講義をしていただきました。

三日目の11月16日には、法人課税部門財務事務官阿部光佑様から「年末調整について」の講座を、ビデオを活用しながら実務のポイントなどを講義いただきました。

今年の税務講座には、延べ101名が受講され、税制度全般にわたり勉強しました。



千葉税務署長のあいさつ

研修会



、11月14日「税を考える週間」に合わせ「秋の研修会」を開催しま
 ぎ、講師の千葉啓之滝川税務署長から「消費税のあゆみ～イン
 庫にわかりやすくお話いただきました。
 の表彰式を行いました。



講師は滝川税務署長
千葉啓之様です

コンクール

を行いました。
 53作品の応募がありました。滝川
 いて、入賞作品を決定しました。



最優秀賞を受賞した
石山 絢菜さん



千葉署長、佐々木部会長から
表彰状を贈呈

特別賞

4年 滝川市立江部乙小学校

6年 奈井江町立奈井江小学校
田中 志歩さん

特別賞

6年 奈井江町立奈井江小学校
高島 悠生さん

優秀賞

奈井江町立奈井江小学校 6年
阿部 紡季さん

優秀賞

滝川市立滝川第一小学校 4年
横山 瑠己さん

優秀賞

滝川市立江部乙小学校 6年
工藤 一菜さん

優秀賞

滝川市立江部乙小学校 6年
志村 優海さん

優秀賞

滝川市立江部乙小学校 6年
鹿島あのんさん

優秀賞

滝川市立滝川第一小学校 4年
吉森小乃葉さん

優秀賞

新十津川町立新十津川小学校 6年
森 結花さん

優秀賞

滝川市立江部乙小学校 6年
中村 航大さん

優秀賞

滝川市立江部乙小学校 4年
神田ももねさん

優秀賞

砂川町立砂川小学校 6年
清田 和沙さん

優秀賞

新十津川町立新十津川小学校 6年
川下 胡桃さん

優秀賞

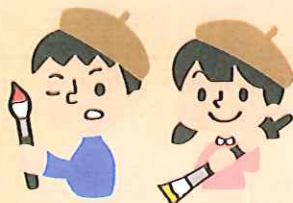
滝川市立江部乙小学校 4年
田村 蒼葉さん

優秀賞

新十津川町立新十津川小学校 6年
南澤 佑奈さん

優秀賞

新十津川町立新十津川小学校 5年
白石 聖さん





佐々木部会長のあいさつで
研修会が始まりました



秋の研

滝川地方法人会女性部会(佐々木和代部会長)では、11月14日
した。
会場のホテル三浦華園には、多くの方々に参加いただき、講師の
ボイス制度導入前夜～」をテーマに、体験談を交えて丁寧わかり
研修会終了後には、「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式



税に関する 絵はがきコン

「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式を行いました
今年のコンクールには管内14小学校から353作品の
税務署長にも入っていただいた審査会において、入賞作

特別賞

4年 滝川市立江部乙小学校
榎本 紗雪さん

特別賞

6年 滝川市立江部乙小学校
山本 穂花さん

特別賞

4年 滝川市立江部乙小学校
上田 修也さん

特別賞

新十津川町立新十津川小学校 6年
岡本 知也さん

特別賞

赤平市立赤平小学校 6年
孫崎 希笑さん

優秀賞

新十津川町立新十津川小学校
4年 永峰穂乃里さん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
宮崎 結菜さん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
宮崎 結菜さん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
植野なつみさん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
織田 琉花さん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
織田 琉花さん

優秀賞

4年 滝川市立江部乙小学校
渡邊 濃さん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
湯浅 心結さん

優秀賞

6年 滝川市立江部乙小学校
湯浅 心結さん

1 スポーツの隆盛とともにスポーツ競技中の事故が増加しており、それを防ぐには、技術やマナーの向上、施設の安全管理が必要であり、また、不幸にして事故が発生した場合に備えた保険制度の充実も図られる必要がある。

スポーツによって事故が発生した場合には、被害者は加害者に対して不法行為に基づく損害賠償責任(民法709条)を追及することができ、さらに、過失の程度が重大な場合には、(業務上)過失致死傷罪という刑事事件として立件されることもある。

2 北海道民にとつてなじみのあるスキーも、スキーヤー同士の衝突事故は多く、死亡事故も発生しているが、スキーヤーの責任については、一般には、上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務があり(最高裁判平成7年3月10日判決)、もっぱら上方に位置するスキーヤーが事故防止の責任を負う。上方のスキーヤーは前方を見て滑走できるが、下方のスキーヤーは後方を見な

がら滑走することはできないから、当然のことであり、自動車の追突事故について、後続車両が全面的に責任を負うのと同様である。スノーボードを楽しむ人も増え、スキー場でスキーヤーとスノーボーダーが接触、衝突する事故も増えているが、上方に位置する者が事故回避のための注意義務を負うことは同様である。

3 ただ、上方者が責任を負うといつても、例えば下方者が突然停止したり、転倒したため衝突を避けられなかったという場合はどうか。上方者責任の考え方は維持しつつも、現場の具体的状況や下方者の動静、例えば多くのスキーヤーが停止する場所か、(急)傾斜の途中で停止することがおかしいと見られる場所か、また、下方者が停止しようとする姿勢をとっていたかなどの諸事情が認定、考慮され、下方者について過失相殺が認められたり、さらに状

スキーヤーの義務と責任

弁護士

丸山 健

止したり、転倒したため衝突を避けられなかったという場合はどうか。上方者責任の考え方は維持しつつも、現場の具体的状況や下方者の動静、例えば多くのスキーヤーが停止する場所か、(急)傾斜の途中で停止することがおかしいと見られる場所か、また、下方者が停止しようとする姿勢をとっていたかなどの諸事情が認定、考慮され、下方者について過失相殺が認められたり、さらに状

況によっては上方者に事故発生の子見可能性がないとして責任が否定される場合もあると考えられる。

4 次に、他のスキーヤーが急停止したり転倒したため、上方者がその第三者との衝突を避けるため、下方の別のスキーヤーに衝突したという場合はどうか。この場合、事故の原因となった第三者が特定できれば、被害者は、直接の加害者とは別に(または、ともに)

その第三者に対して損害賠償責任を追及すればよいが、第三者がその場から立ち去つてしまえば追及ができないことが考えられる。

さいたま地裁(平成20年11月14日判決)は、B(上方者、スノーボーダー)の前方を滑走していたスキーヤーが停止したため、Bが衝突を避けようとしてA(下方者、別のスキーヤー)に衝突した事案について、「当該スキーヤーの上

方から滑降していたBは、スキーヤーが停止する可能性をも見越した上で滑降すべき注意義務を負うのみならず、スキーヤーが停止し、これとの衝突を回避するために進路を変更するに当たっては、その進路となる下方を滑降している者(A)の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるよう速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負う」と判示し、上方者責任の考えを徹底する見解を示し、AのBに対する損害賠償請求を認めた。上方者には厳しすぎるのではないかとも思われるが、上級者用、初級者用(さらにはスノーボード用)などとコース分けがきちんとなされているコースならともかく、初心者も上級者も混在するコースでは、それだけ慎重な滑走が求められているということである。

◎法人会に入りませんか?

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献します。ご入会をお待ちしています。



法人会

ご加入のメリット

- 経営に差がつく!
- 税の知識が身につく!
- 人脈がひろがる!



〈連絡先〉 公益社団法人 滝川地方法人会 (滝川市大町1丁目8-1 ☎0125-23-6333)

令和4年度 中学生の「税についての作文」

国税庁では、全国納税貯蓄組合連合会との共催により、全国の中学生から「税についての作文」を募集したところ、全国 6,595 校から 460,918 編の作品が寄せられました。全道では 175 校から 4,563 編の応募があり、この中で奈井江町立奈井江中学校2年生の浜崎柚來さんの作品が、北海道青色申告会連合会会長賞を受賞されました。受賞おめでとうございます。

税金への理解・

大切さについて

奈井江町立奈井江中学校 二年

浜崎 柚來

僕は札幌へ出かけてみてふと思ったことがあります。「札幌と奈井江では税金の使われ方が違うのでは」と。この疑問の解決と税金へのさらなる理解や税金がどのくらい大切なのかを知るために税金がどのような意図で集められ、そして自分の町と他の町や市での税金の使われ方について比較をするために調べてみました。

まず、税金を集める意図についてです。税金を集める意図は国民が「健康で豊かな生活を過ごせるようにする」というものです。このような意図があるということから国や都道府県、市区町村が私たち国民の暮らしを必死に支えてくれていることがわかります。

次に、税金がどのように使われているかについてです。私たちの暮らしで身近に感じられるものといえば、病院や学校などの公共施設や公立の小学校、中学校の教材やパソコン、実験器具や体育用具などに税金が使われていることはよく知られています。他にも将来の私たちの生活に役立つような、宇宙開発や科学技術の研究のために使われることもあるよう

です。例えば税金がなければ、公共施設がなくなり、私たちの生活が発展しなくなりません。しかも公共サービスの救急車やごみ収集、交番などが有料になり、医療費がすべて自己負担になってしまいます。このような事態になってしまうと考えると税金がどのくらい大切かわかります。

最後に、自分の町と他の町や市での税金の使われ方の比較についてです。今回は私たちの町、奈井江町と札幌市を比較してみました。奈井江町では主に子育てのサポートをするために税金を使っています。例えばこどもの医療費が無料になったり、認定こども園の保育料の減額などです。札幌市では主に公園などの管理や水道の整備、祭りなどの運営に税金を使っているようです。このことから奈井江町では子育て世代へのサポートに税金を使っているのに対し、札幌市では町の整備や管理、祭りなどの行事に力を入れるために税金を使っているとわかった。

この三つについて調べ、わかったことは、自分の町と他の町を比べてみて使い方に違いはあれど、全てに共通していることは自分たちの町を栄えさせ、豊かな暮らしを目指し、日々みな精進しているということです。今回のことについて考えてみて、自分が税金についてしっかりと理解して、自分が税金を納めることで様々なところで大切にされているのだとわかった。

滝川税務署からのお知らせ

国税庁

令和5年10月から
消費税インボイス制度
が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



登録申請手続は、
かんたん・便利 e-Tax をご利用
ください!!

- 「e-Taxソフト（WEB版）」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページへ▶



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター などをご案内しております

赤平支部

支部長 松尾和俊
副支部長 日高和雄
副支部長 谷亨
女性部会長 植村とみ子

事務局 〒079-1134
赤平市泉町2丁目2番地 赤平商工会議所内
TEL(0125)32-2246
FAX(0125)32-2247



砂川支部

支部長 近藤俊継
副支部長 二宮健志
副支部長 造田孝志
副支部長 山田大子
女性部会長 榊原洋子

事務局 〒073-0164
砂川市西4条北4丁目1-2 砂川商工会議所内
TEL(0125)52-4294・FAX(0125)52-4296

滝川支部

支部長 芳賀美津男
副支部長 田端千裕
副支部長 高橋賢司
女性部会長 佐々木和代

事務局 〒073-0022
滝川市大町1丁目8番1号 滝川産経会館内
TEL(0125)23-6333・FAX(0125)74-6020

歌志内支部

支部長 酒井雅勝 理事 土肥隆則
副支部長 中村美津代 理事 下屋敷亨
副支部長 浜下徹 監事 加藤益夫
理事 斉藤靖 監事 相澤恭子
理事 山崎和男

事務局 〒073-0403
歌志内市字本町139番地 歌志内商工会議所内
TEL(0125)42-2495・FAX(0125)42-2449

芦別支部

支部長 瀧澤量久
副支部長 稲津寿一
副支部長 植田義人
女性部会長 石川睦子

事務局 〒075-0031
芦別市南1条東1丁目10-6 芦別商工会議所内
TEL(0124)22-3444・FAX(0124)22-2345

皆様の会社経営をインターネットを通じてサポートします!

法人会インターネットセミナーご案内(無料)

インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。「忙しくて時間がない」、「継続的に社員研修を行いたい」、「受講したいセミナーが開催していない」などの場合に活用できます。一流の講師陣によるセミナーが満載です。滝川地方法人会のホームページから無料でセミナーをご覧ください。

◎「滝川地方法人会」…と検索。

◎ログイン欄に、ログインIDとパスワードを入力してください。

ログインID

hj1123

パスワード

6333

新十津川支部

支部長 三枝 勉 副支部長 伊藤 克嘉
 理事 笹木 正文 理事 遠藤 ユリ
 理事 入井 浩樹 理事 久保田 哲也
 理事 神田 淳 理事 古屋 貞夫
 監事 宮野 善良 監事 西田 浩二

◆ 女性部会 ◆

部会長 遠藤 ユリ 副部会長 伊藤 貴子
 理事 大畠美智子 理事 櫻井 照子

事務局 〒073-1103
 樺戸郡新十津川町字中央18-3 新十津川町商工会内
 TEL(0125)76-2571・FAX(0125)76-4445

奈井江支部

支部長 千徳 晃己
 副支部長 古屋 吉和・高橋 淳
 理事 砂子 邦弘・齊藤 雅利・櫻井 雅聖・森岡 新二
 工藤 克彦・岡本 淳也・深田 一男
 監事 山口 謙史・佐藤 功

◆ 女性部会 ◆

部会長 米内 久美
 副部会長 梅本てる子・鈴木志津子
 理事 中村 尚子・山崎由美子・塩田 邦恵・児玉 裕子
 監事 鈴木ひと美・千徳 敦子

事務局 〒079-0313
 奈井江町本町2区 奈井江町商工会内
 TEL(0125)65-2151・FAX(0125)65-2411

江部乙支部

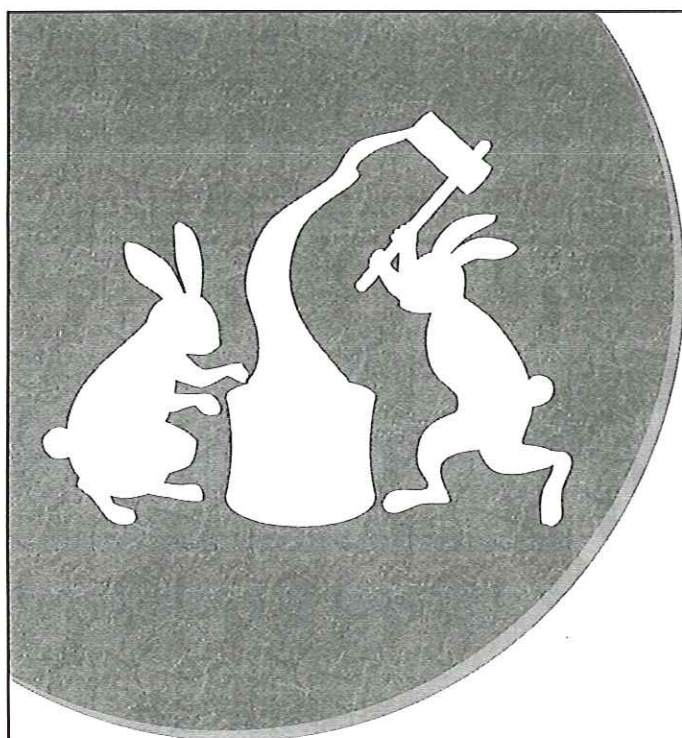
支部長 鈴木 雅貴 理事 新 関 精 一
 副支部長 木村 浩己 理事 黒田 直幸
 理事 船 奥 保 理事 坪田 妙子
 理事 伊倉 豊 監事 上田 秀司
 理事 坪田 健一 監事 大阪 史弘

事務局 〒079-0462
 滝川市江部乙町西12丁目1-15 江部乙商工会内
 TEL(0125)75-2529・FAX(0125)75-6332

上砂川支部

支部長 柳川 博司 理事 大久保 啓一
 副支部長 岩 淵 健悦 理事 岡 克人
 副支部長 吉川 洋 理事 高橋 成和
 理事 増原 光広 監事 坂本 充生
 理事 大日向 教生

事務局 〒073-0201
 上砂川町字上砂川町254番地4 上砂川商工会議所内
 TEL(0125)62-2410・FAX(0125)62-2509



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とそのご家族の皆様には

安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに

ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和五年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 旭川支社

〒070-0031 北海道旭川市一条通 9-50-3
 旭川緑橋通第一生命ビルディング7F

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命保険株式会社

北海道支社 旭川営業所/
北海道旭川市四条通10丁目左7号
TEL 0166-23-1241

AIG AIG損害保険株式会社

旭川支店/
北海道旭川市四条通12丁目左10号
(富士火災旭川ビル)
TEL 0166-26-0201